

- ・ひき逃げ交通事故が多発しています（中部管内で８月末までに３件発生）※昨年１年間と同数
 - ・プロドライバーとして、責任ある正しい行動をとるよう徹底をお願いします。

福 運 整 第 １ ５ ８ 号

令和 7 年 9 月 1 9 日

一般社団法人福井県トラック協会会長 水島 正芳 殿

福 井 運 輸 支 局 長

（ 公 印 省 略 ）

救護義務違反の防止について

標記について、自動車運送事業者にとっては、救護義務違反の防止のため、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成 13 年 8 月 20 日国土交通省告示第 1366 号）、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成 13 年 12 月 3 日国土交通省告示第 1676 号）（以下「指導監督告示」という。）により、事故発生時等の緊急時における対応方法について、運転者に対して指導及び監督を実施することが義務付けられています。

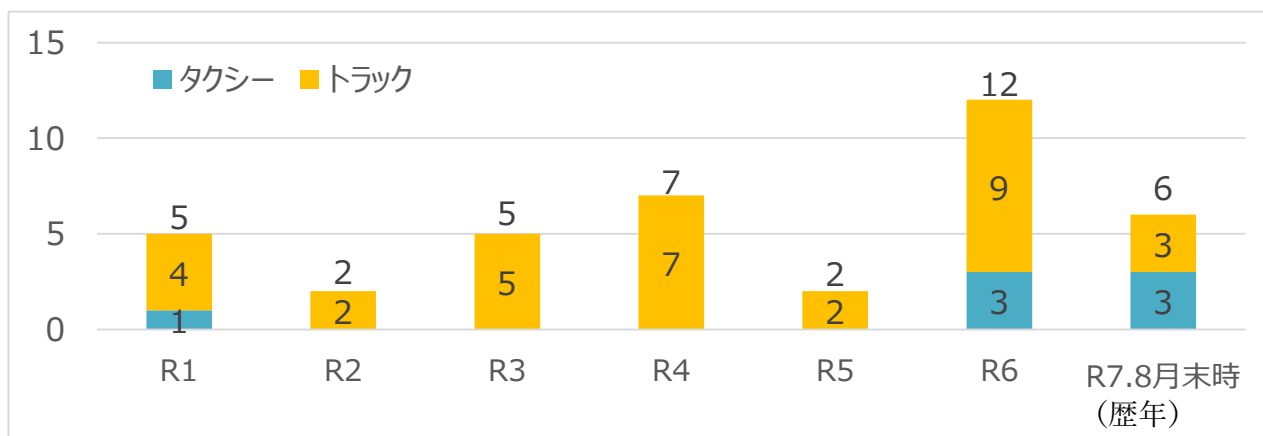
しかしながら、救護義務違反を伴う事故については、令和 6 年に 12 件と非常に多く発生し、令和 7 年においても、8 月にタクシー及びトラックにおいて立て続けに計 4 件発生するなど、既に 6 件となり、そのうち、被害者の方が死亡する痛ましい事故も 2 件あります。

救護義務違反は、被害者の救助が遅れるなど事故を重大化するおそれがあることから、同種事案を防止し、被害者等の救護措置を徹底されるよう、貴会傘下会員に対して、以下の点について改めて周知方よりしくお願いいたします。

- 1．指導監督告示に基づく指導及び監督や点呼等の機会において、事故が発生した場合の負傷者救護について、運転者が実際の事故の際に即座に行動に移せるような徹底的な指導を行うこと。
- 2．指導にあたっては、医学的なデータや被害者や加害者の手記などを活用し、直ちに救護を行わないことが、被害者を死亡や重篤な負傷に至らせるおそれがあることなど、その影響の大きさを自分の身に置き換え認識させるとともに、以下の点についても理解させること。
 - ・救護義務違反を伴う事故については、場合によっては、懲役が科せられる等重い処分になるおそれがあること
 - ・相手方に責任がある又は当事者間で話し合いでの解決がある場合であっても、救護義務違反となる可能性があること

(参考)

【中部管内の救護義務違反を伴う事故の推移】



出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び中部運輸局資料

【救護義務違反に関する法律】

■道路交通法第72条

交通事故があったときは、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、運転者は、警察官に事故が発生した日時及び場所、事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、事故に係る車両等の積載物並びに事故について講じた措置を報告しなければならない。

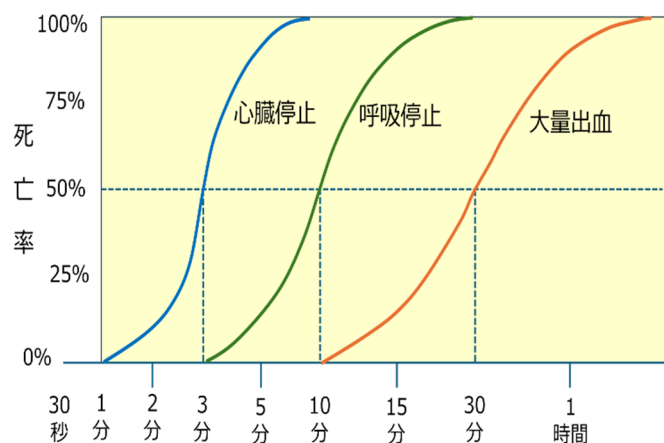
【救護義務違反にかかる罰則・処分等】

■道路交通法関係

罰則 10年以下の懲役又は100万円以下の罰金（道路交通法第117条第2項）

違反の点数 35点（運転免許が取り消され、取消日から3年間免許の取得ができなくなる。）

■カーラーの曲線



左図は、もし負傷者が心臓停止、呼吸停止、大量出血のまま放置された場合の経過時間と死亡率を表したもの。

心臓停止から3分間、呼吸停止から10分間、大量出血から30分間が経過すると死亡率は50%になるといわれている。特に心臓が停止した場合には、迅速な心肺蘇生が施されないと、あっという間に死亡してしまうことを示している。

出典：国土交通省資料